

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市マイナポイント利用環境整備業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本業務に係る部局の職員（以下「評価員」という）で行う。
- (2) 評価員は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各評価員が採点する。
- (3) 各評価員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (4) 評価点が同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (5) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。
- (6) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響を考慮し、決定及び通知する。

4 選考評価基準

内容	主な評価の視点	配点
事業理解度	・ 本業務の趣旨及び目的、業務内容の理解度	10
事業実績	・ 本事業と類似した事業実績	10
事業実施体制	・ 提案を実行できる体制 ・ 効果的・効率的に実施できる体制	20
提案内容	・ (支援窓口) 柔軟かつ円滑な申込支援体制の構築及び支援マニュアルの作成や市民理解を深めるための工夫・提案 ・ (電話対応) 適切な対応につなげるトークスクリプトの作成及び従事者への接遇研修の充実度 ・ (広報) マイナポイント事業を活用したマイナンバーカード未取得者に対するカード取得勧奨策及び本事業の効果的な周知方法の工夫・提案	40
見積書	・ 見積金額の妥当性	10
自由提案	・ 本事業を効率的・効果的に実施するための独自性のある提案	10
合計		100